

平成24年7月25日

大阪市人事監察委員会
第1回 退職管理部会資料

大阪市人事室

平成22年度退職者の退職後状況(単位:人)

	外郭 団体	官公庁	民間等	再任用 ・嘱託	再就職 せず	不 明	合 計
管理職	103	3	94	38	80	0	318
非管理職	88	9	91	302	656	27	1,173
合 計	<u>191</u>	<u>12</u>	<u>185</u>	340	736	27	1,491

○管理職 ……課長代理以上

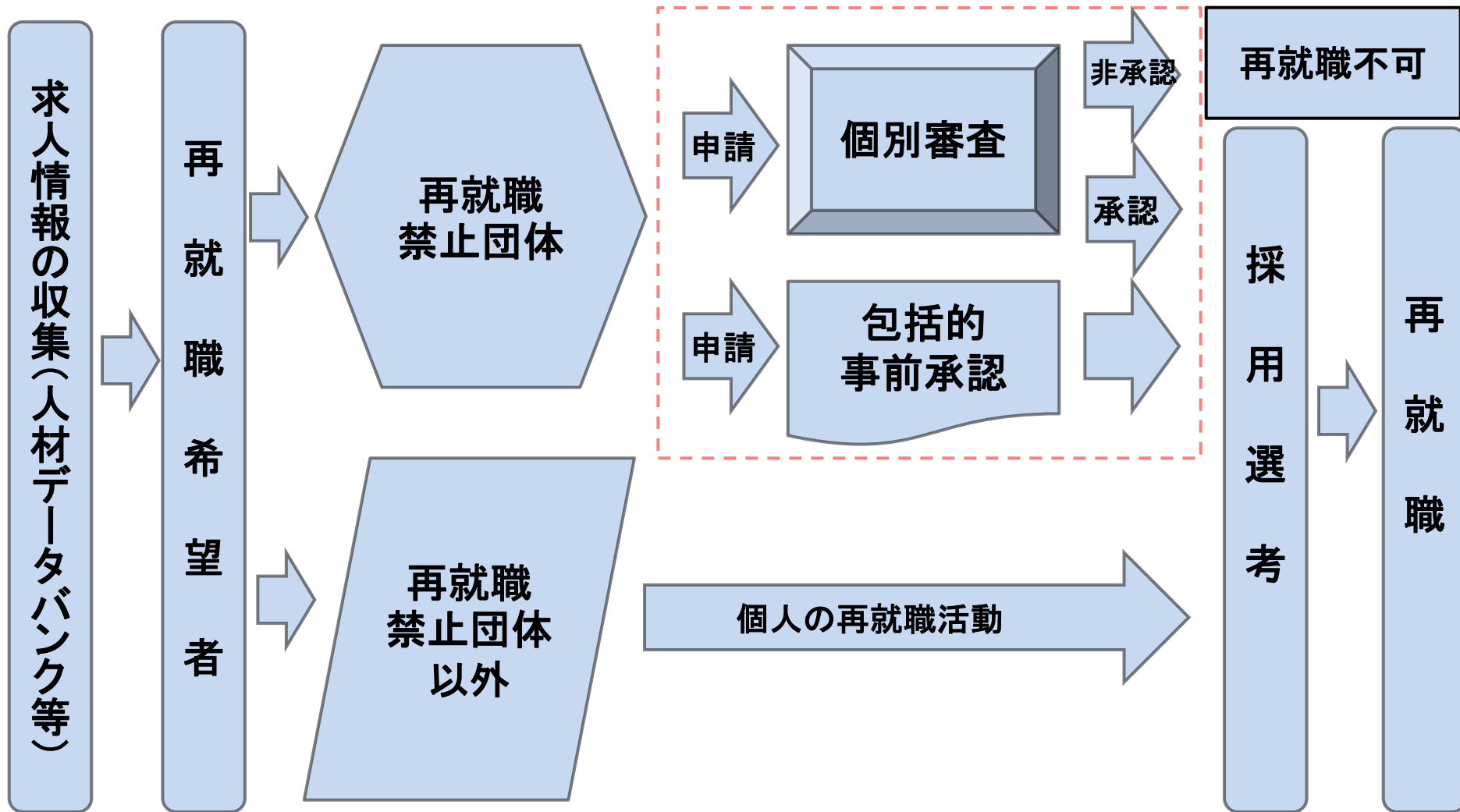
○非管理職……係長以下

○非管理職の退職者数については、9月末及び3月末退職者の総数。(普通・死亡退職等を除く)

職員1人当たり複数の再就職審査が必要な場合もあり、今後、
毎年400件以上(下線部)の再就職審査が必要。

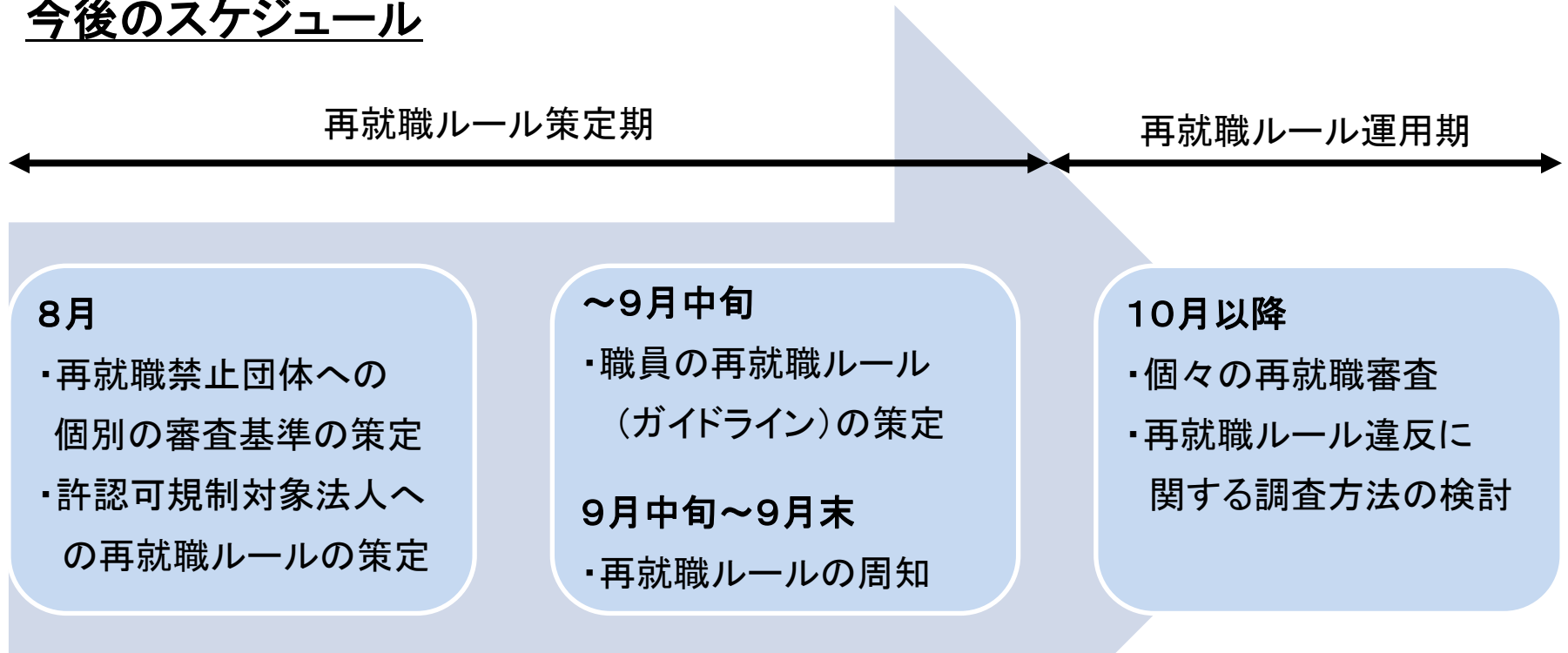
本市再就職の状況 ②

今後の再就職までの流れ(案)



本市再就職の状況 ③

今後のスケジュール



※例年、職員の再就職活動は年末から活発化する。

そのため、12月から翌2月にかけて再就職審査が集中化することが見込まれる。

【400件÷12週（12月～2月）≒30件／週】

職員の再就職審査申請を迅速に処理するため、12月以降は月に2回程度、退職管理部会を開催し、審議することが望ましい。

議題1 再就職規制の理念

- I 再就職した職員や再就職先の法人企業等だけが、特別に不当な利益を享受し、市民全体の利益を損なう可能性を未然に防止する。
- II 職員の再就職について、安易に不相応な再就職先が確保されているとの疑念を市民に招くような再就職を排除する。

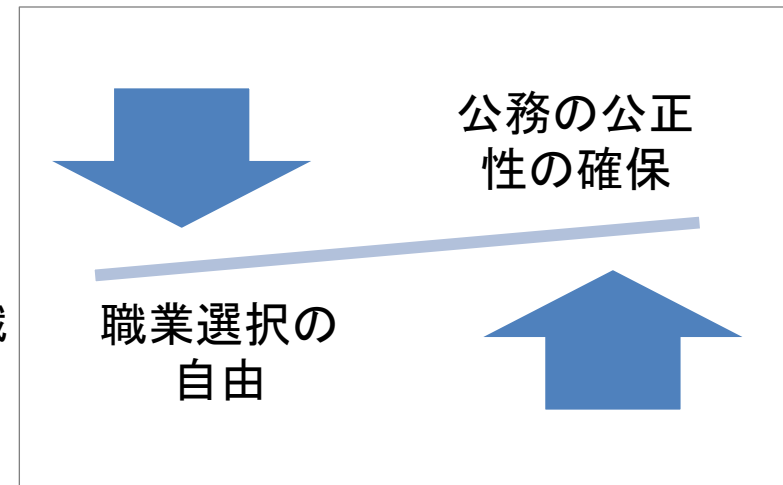
保護法益

- 官民の不透明なつながりを防止することによる
公務の公正性の確保
- 市政運営に関する市民からの信頼性確保

必要以上の規制とならないよう
配慮が必要

規制する行為(例)

- 職員を再就職させる見返りとしての補助金支出
- 行政処分に関する便宜供与を背景とした再就職
- 雇用した元職員を介しての未公開情報の収集



(外郭団体等への再就職の禁止)

第47条 別に条例で定める勤続期間が20年以上である職員又は職員であった者(略)は、離職後、次に掲げる法人その他の団体に就職することができない。

- (1) 外郭団体(本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、本市が職員の派遣等を行っている法人その他の法人であって、市長が定めるものをいう。(略))
- (2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年大阪市条例第79号)第2条第1項に規定する団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、外郭団体が財務及び事業の方針を事実上決定できる法人として市規則で定めるもの
- (4) 本市が負担金、補助金、交付金その他の財政的援助をしている法人

(資料) 再就職禁止団体の範囲

(1) 外郭団体(大阪市職員基本条例第47条第1項第1号)

(財)大阪国際交流センター、(財)大阪市女性協会、(財)大阪市都市工学情報センター、
(社福)大阪社会医療センター、(財)大阪市環境保健協会、(財)大阪市救急医療事業団、
(財)大阪市スポーツ・みどり振興協会、(財)大阪市環境事業協会、大阪市住宅供給公社、
(財)大阪市建築技術協会、大阪市道路公社、(財)都市技術センター、
(財)大阪市消防振興協会、(財)大阪市教育振興公社、(財)大阪市博物館協会、
(財)大阪国際経済振興センター、(財)大阪科学振興協会、(財)大阪国際平和センター、
(公財)地球環境センター、大阪市信用保証協会、(財)アジア・太平洋人権情報センター、
(株)大阪城ホール、大阪港埠頭(株)、(株)大阪運輸振興(株)、(株)大阪メトロサービス、
(株)大阪水道総合サービス、(株)湊町開発センター、アジア太平洋トレードセンター(株)、
クリスタ長堀(株)、(株)大阪港トランスポートシステム、(株)大阪市開発公社、
大阪港埠頭ターミナル(株)、大阪地下街(株)、大阪港木材倉庫(株)、大阪市街地開発(株)、
大阪市商業振興企画(株)、大阪外環状鉄道(株)、(株)大阪鶴見フラワーセンター、
(株)海遊館、(財)国際花と緑の博覧会記念協会、(財)大阪観光コンベンション協会、
(財)大阪バイオサイエンス研究所、(財)大阪市都市型産業振興センター、
(社福)大阪市社会福祉協議会、(公社)大阪港振興協会、(財)大阪市学校給食協会、
(社福)各区社会福祉協議会(24団体)

70団体 平成24年4月1日現在

(資料) 再就職禁止団体の範囲

(2) 派遣団体(大阪市職員基本条例第47条第1項第2号)

【公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項に定める法人】

(一財)道路管理センター、大阪市住宅供給公社、大阪市道路公社、
大阪湾広域臨海環境整備センター、(公財)大阪国際交流センター、
(公財)大阪市救急医療事業団、(公財)大阪市都市型産業振興センター、
(公財)地球環境センター、(公)大阪市立大学、(財)大阪科学振興協会、
(財)大阪観光コンベンション協会、(財)大阪国際経済振興センター、(財)大阪市環境事業協会、
(財)大阪市建築技術協会、(財)大阪市消防振興協会、(財)大阪市スポーツ・みどり振興協会、
(財)大阪市都市工学情報センター、(財)大阪市博物館協会、(財)都市技術センター、
(社福)大阪社会医療センター、(地独)大阪市立工業研究所、危険物保安技術協会、
(公財)大阪バイオサイエンス研究所、(公社)日本下水道協会、(財)大阪市学校給食協会、
(財)大阪市職員互助会、(財)救急振興財団、(財)全国市町村研修財団、
(社福)大阪市社会福祉協議会、(社)大阪港振興協会、(社)全国市有物件災害共済会、
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、(独)都市再生機構、日本下水道事業団、
日本消防検定協会

※下線のあるものは外郭団体

35団体 平成24年7月25日現在
(21)

(3) 外郭団体の子法人(大阪市職員基本条例第47条第1項第3号)

堂島地下街(株)

(4) 財政的援助法人(大阪市職員基本条例第47条第1項第4号)

① 元外郭団体(23団体)

外郭団体見直しの取り組み(平成17年7月:146団体 → 平成24年4月:70団体)
整理・統廃合、自立化等によって見直した76団体の内、法人として現在も存続しているものは23団体。

※ただし、負担金、補助金、交付金、貸付金、出資・出えん金といった市の財政的関与が無い団体が存在する。

② 負担金、補助金、交付金を市から受けている法人(110団体以上) (外郭団体以外、平成22年度決算ベース)

【提案】

- ・110団体の中には年間数万円程度の少額支出の法人も含まれるため、再就職審査の効率性確保の観点から、例えば審査対象の法人として、職員の退職後の雇用の受け皿として、人件費見合いの金員を援助しているとの疑念を招くことの無いよう、外郭団体職員(本市OBに限る)の平均的な年収額である、300万円以上の補助を受けている約80団体を指定してはどうか。
- ・本市の裁量の無い支出については除外してはどうか。

③ 出資・出えん、貸付金を本市から受けている法人(全81団体) (外郭団体以外、平成22年度決算ベース)

議題2 再就職禁止団体の範囲

④ 本市と契約関係にある法人への適用拡大(財政的援助)

再就職した元職員が在職時の権限を背景に現職職員に働きかけを行い、入札価格を不正に聞きだす等の悪影響を与える恐れについて、退職管理条例を制定し、そういった働きかけを明確に禁止している。

また、違反者には罰則を適用することとし、契約関係のある法人への再就職の適正化を図っている。

加えて

【提案】特名随意契約がある法人を再就職禁止団体へ追加

大阪市全体の特名随意契約件数は膨大(平成23年度:約28,000件)であり、その内98%が一定の金額以下の低額契約として各局長等において専決しているものである。

そこで、大口の特名随意契約である、契約管財局が所管する契約(平成23年度:約600件)を対象とし、大阪市と特名随意契約を締結している法人についても、財政的援助を受けているものとして取り扱い、当該法人への再就職にあたっては人事監察委員会の承認を要することとする。

議題3 再就職禁止団体への再就職審査の考え方

【提案】

在職時に裁量の低い職にあった者が多数、同一団体の裁量の低い職へ再就職するケースがあることから、そういった場合には再就職審査の効率性確保の観点から、以下のような取り扱いとしてはどうか。

再就職先 在職時の補職	外郭団体 外郭団体の子法人		派遣団体		財政援助団体	
	役員	職員	役員	職員	役員	職員
管理職 (課長代理以上)	個別 (17)	包括※1 (87)	個別 (0)	包括※1 (6)	個別 (4)	包括※2 (20)
非管理職 (係長以下)	個別 (0)	包括 (88)	個別 (0)	包括 (58)	個別 (0)	包括 (7)

包括…在職時に裁量の低い職にあった者が、裁量の低い職に再就職するケースは、初回に人事監察委員会の審査を要することとするが、以後同様の事例がある場合には、類型化した基準を用いて包括的に審査することとし、事務局が承認手続きを行う。⇒参考資料1 27ページ参照

※1 退職前5年間に在籍した所属が所管する団体への再就職する場合には、個別審査。

※2 退職前5年間に、当該財政的援助に関する業務を所管している担当課に在籍していた場合には、個別審査。

個別…個別審査。(次頁参照)

※括弧内の数字は、平成22年度退職者における実績。 11

再就職禁止団体への個別の再就職審査にあたり、例えば、次のような着眼点と判断例が考えられるがどうか。

(再就職不可とする場合)

- ・外郭団体の役員に再就職を希望する管理職員が、その者が有する高度に専門的な知識や経験では、当該役員ポストの職責を果たすことが困難であると認められる場合
- ・補助金(市に裁量のあるもの)交付担当課の課長であった場合
- ・当該再就職禁止団体へ出向していた場合 など

(再就職可とする場合)

- ・補助金(市に裁量の無いもの)交付担当課の課長であった場合
- ・外郭団体が事業遂行にあたって、職員であった者を雇用することが適当であることを事前に人事監察委員会が承認している場合
- ・外郭団体評価会議において本市退職者の就任が必要とされている役員ポストに、市長の推薦を受けて再就職する場合
- ・親族が経営する企業等に再就職する場合 など